

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画の基本理念は、「日南市男女共同参画社会づくり条例(以下、「市条例」という。)」第3条に規定する次の7つの基本理念に基づいています。

「日南市男女共同参画社会づくり条例」の基本理念

(1) すべての人の人権の尊重

性別による差別的扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会を確保し、すべての人の人権を尊重しましょう。

(2) 社会における制度や慣行についての配慮

「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、すべての人が社会における様々な活動ができるよう、社会の制度や慣行のあり方を考えていきましょう。

(3) 意思の形成や決定に参画する機会の確保

すべての人が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における意思の形成や決定に、共同して参画する機会を確保しましょう。

(4) 家庭生活における活動と他の活動の両立

すべての人がお互いの協力と社会の支援の下、子育てや介護などの家庭生活と、学習、仕事及び地域活動等が両立できるようにしましょう。

(5) すべての人の生涯にわたる健康への配慮

すべての人がお互いの身体の特徴を理解し、その性を尊重するとともに、生涯にわたり心身ともに健康な生活を営むことができるようにしましょう。

(6) あらゆる分野における教育・学習の機会の確保

すべての人の生涯にわたり、あらゆる分野の教育において、男女共同参画社会に関する教育・学習の機会を確保しましょう。

(7) 国際的な取組との協調

国際社会における取組と密接な関係を保ち、国際理解及び国際協力の下に男女共同参画の推進が行われるよう配慮しましょう。

2 基本目標

市条例の7つの基本理念に基づいて、次の4つの基本目標を掲げます。

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

男女共同参画社会の実現には、すべての人に男女共同参画の理念が浸透していることが重要です。性別による固定的な役割分担意識の解消を図り、男女が性別に関わりなく、それぞれの個性と能力を十分に生かし、多様な生き方を認め合う男女共同参画社会づくりにつなげる教育・啓発を進めます。

基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍（女性活躍推進計画）

女性が様々な場で活躍する社会の実現には、性別による区別や制約なく活動することができる環境が必要です。男性も女性もすべての人が働きやすい職場環境を整備するとともに、働く意欲のある女性の活躍の支援に取り組みます。

基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせるための社会づくり

生活を取り巻く様々な困難に直面する人々に対し、生活の自立と安定のための支援を行うとともに、生涯健康で暮らせるよう健康づくりを支援します。

基本目標Ⅳ DVを許さない社会づくり(日南市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画)

配偶者等に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しつつ、あらゆる暴力の根絶に向けて取組を強化します。

3 施策の体系

4つの基本目標を細分化し、課題に応じた各種施策をすすめ、市条例の基本理念の実現を目指します。